

第6章 介護サービスの事業量の見込み及び第1号被保険者保険料

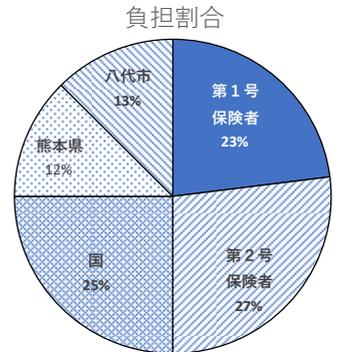
【介護保険料の考え方】

高齢化が進むにつれ、介護が必要な高齢者の増加や核家族化の進行、介護による離職が社会問題となりました。

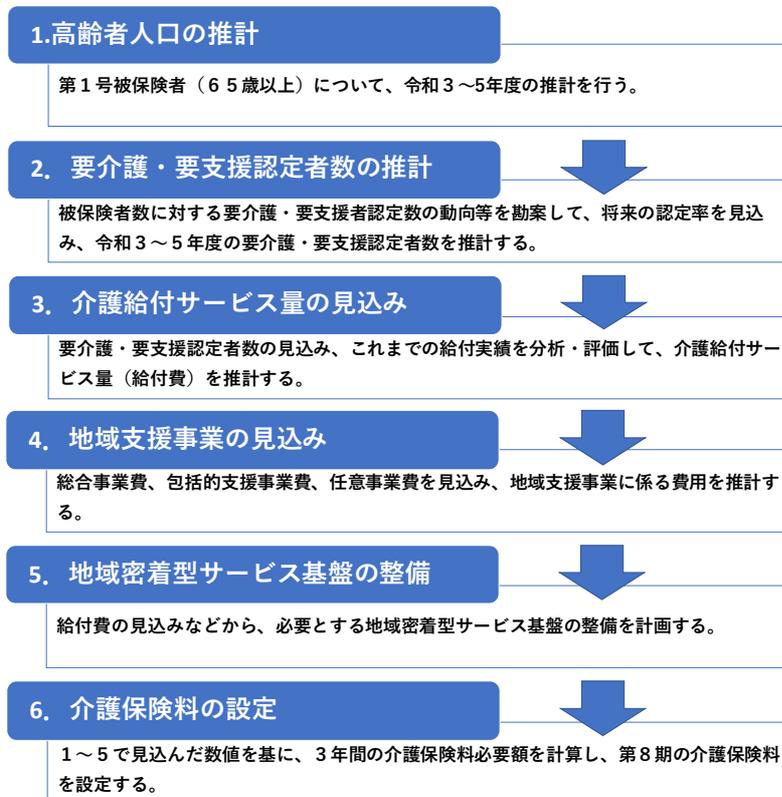
こうした中、家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に、平成12（2000）年に創設されたものが「介護保険制度」であり、現在では介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。

第1号被保険者（65歳以上）の方は疾病等により介護が必要となる可能性が高くなることや、第2号被保険者（40～64歳）の方については、自身の疾病だけでなく親が高齢となり、介護が必要となる状態になる可能性が高まる時期であることから、介護保険料を負担いただき、老後の不安の原因である介護を介護保険制度により社会全体で支える仕組みとなっています。

介護保険制度では介護サービス費のうち、利用者負担分を除いた費用の総額を、公費（国・県・市）と被保険者（第1号・第2号）の保険料で半分ずつ負担することになっており、3年を一期とする介護保険計画で第8期（令和3～5年度）に必要な給付費を見込み、介護保険料を設定します。



第8期介護保険事業計画における介護給付対象サービスの見込み量算出作業の全体イメージは以下のとおりとなります。



※推計にあたっては厚生労働省地域包括ケアシステム「見える化システム」による推計を用いています
※各見込量の推計にあたっては、実際の計算の中で利用者数に小数点以下の端数が生じている関係から、集計が一致しない場合があります。百万円、千円単位での標記の場合は、端数処理の関係で合計と一致しない場合があります。

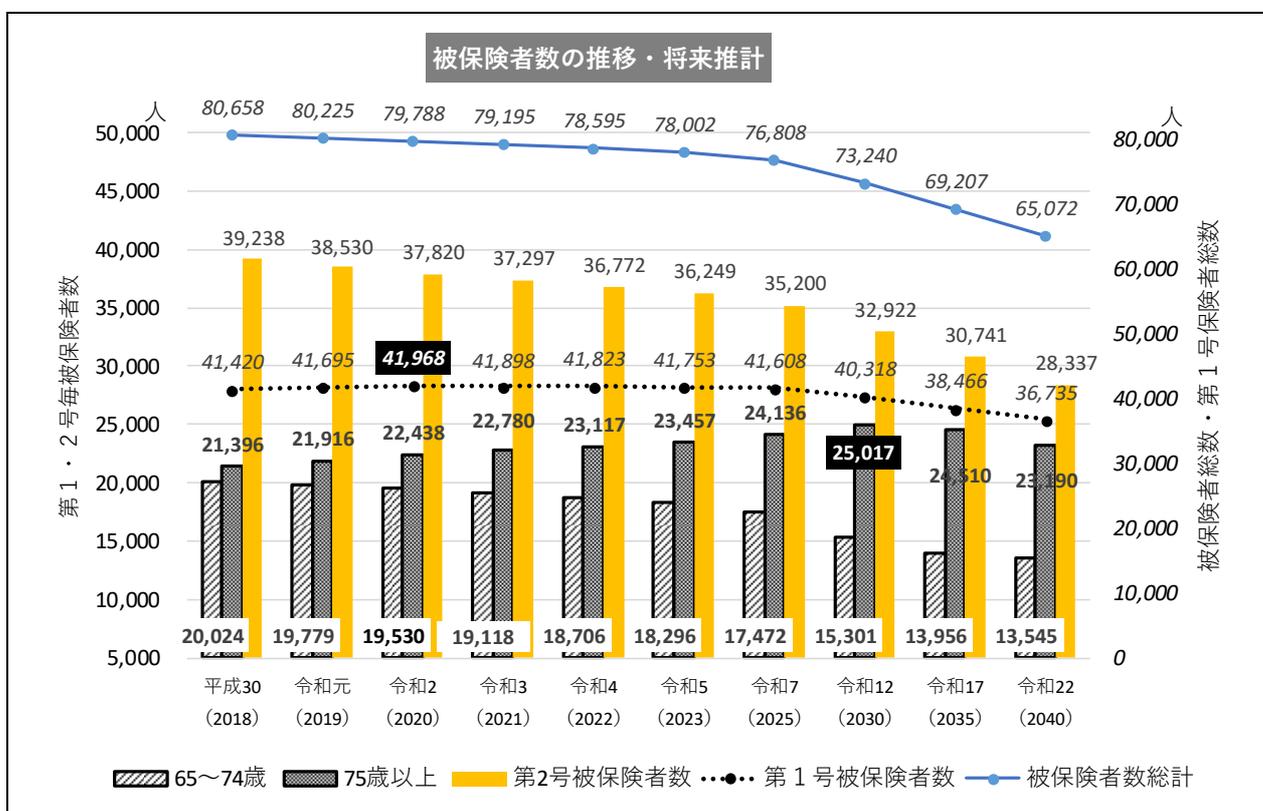
1.高齢者人口の推計

ここでは介護保険の被保険者数の将来推計を行います。

第1号被保険者数と第2号被保険者数を合わせた全被保険者数は、第8期の最終年度である令和5（2023）年度で78,002人と、第7期はじめの平成30(2018)年度の80,658人に比べ、2,656人、約3.3%減少することが予想されます。

このうち、第1号被保険者は、令和5（2023）年度で41,753人と、令和2（2020）年度の41,968人をピークに令和3（2021）年度から減少に転じます。

一方、第1号被保険者のうち、75歳以上の方は、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年度以降、しばらくの間増加することが予想されます。

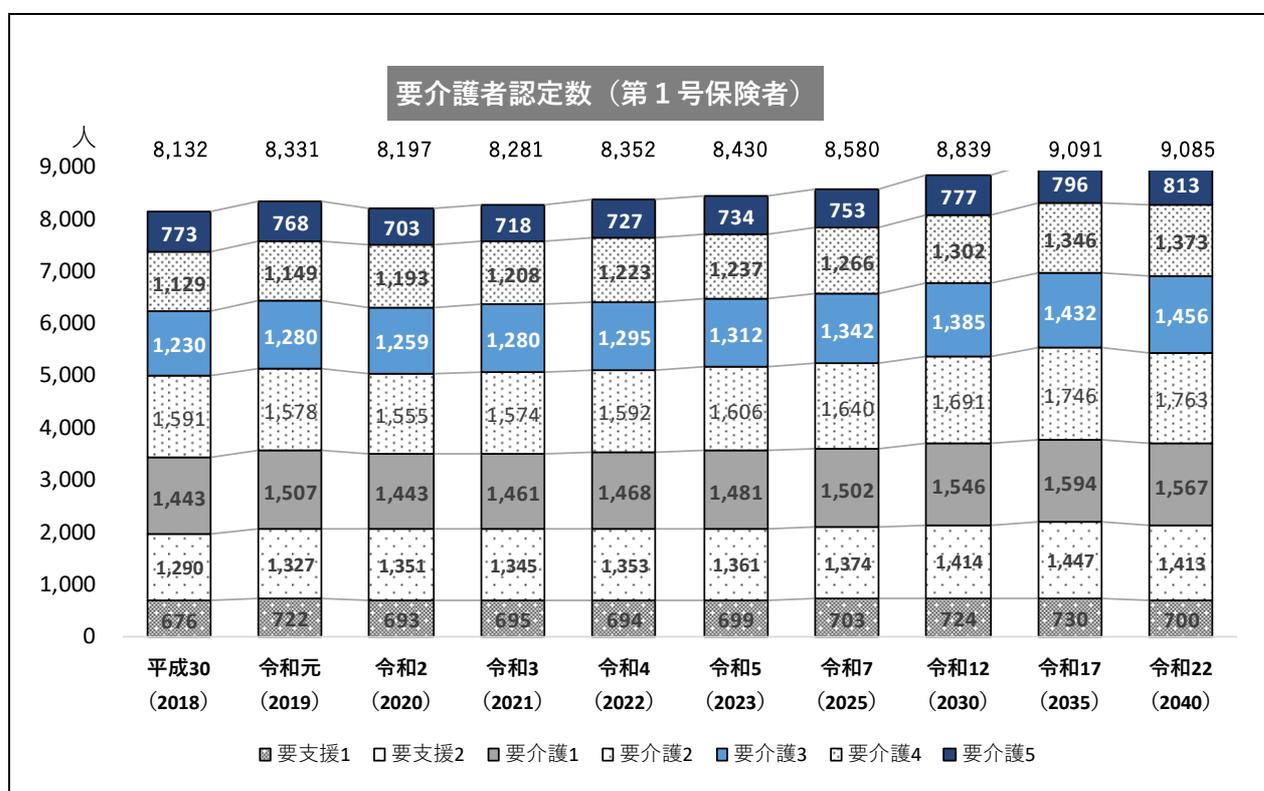


2. 要介護・要支援認定者数の推計

ここでは、第1号被保険者要介護度別認定者数の将来推計を行います。

第1号被保険者数の要介護等認定者数は、第8期の最終年度である令和5（2023）年度で8,430人と、第7期はじめの平成30（2018）年度の8,132人に比べ、298人の増加と予想されます。

介護度別では、第8期中、要支援1、2は横ばい傾向にあり、要介護1から要介護5は増加傾向が続くことが予想されます。



3. 介護給付サービス量の見込み

介護サービスの見込みについては人口や介護認定者の推計や過去の給付実績を、地域密着型サービスにおいては第8期計画期間中の基盤整備を勘案しながら、今後の認定者におけるサービス利用者数やサービス給付費の見込みを行いました。

(1) 介護給付（要介護1～5）

※給付費（年間）、人数（月）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	給付費(千円)	1,678,004	1,779,287	1,817,216	1,884,832
	人数(人)	1,497	1,586	1,606	1,639
訪問入浴介護	給付費(千円)	27,051	33,634	38,389	38,660
	人数(人)	31	39	43	43
訪問看護	給付費(千円)	302,279	322,818	330,789	339,470
	人数(人)	402	423	428	439
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	19,232	20,287	20,731	22,361
	人数(人)	41	43	44	47
居宅療養管理指導	給付費(千円)	52,996	56,063	58,130	58,842
	人数(人)	355	377	391	393
通所介護	給付費(千円)	2,013,262	2,130,940	2,168,608	2,244,921
	人数(人)	1,820	1,898	1,914	1,965
通所リハビリテーション	給付費(千円)	681,965	716,588	730,184	759,924
	人数(人)	714	739	747	771
短期入所生活介護	給付費(千円)	293,796	296,548	301,844	320,332
	人数(人)	267	270	275	289
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	53,092	52,958	52,968	56,624
	人数(人)	49	49	49	52
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	25,806	30,992	30,997	34,284
	人数(人)	49	49	49	53
福祉用具貸与	給付費(千円)	355,727	354,326	356,648	381,887
	人数(人)	2,518	2,528	2,546	2,687
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	11,275	11,246	11,536	11,885
	人数(人)	39	39	40	41
住宅改修費	給付費(千円)	30,740	33,184	34,186	35,496
	人数(人)	31	34	35	36
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	133,299	132,962	132,986	133,927
	人数(人)	59	59	59	59
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	6,209	14,730	14,733	15,711
	人数(人)	4	9	9	10
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	1,469	1,469	1,760
	人数(人)	0	4	4	5
地域密着型通所介護	給付費(千円)	744,860	750,497	771,261	816,848
	人数(人)	634	638	649	681
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	167,054	170,381	175,076	189,040
	人数(人)	114	116	118	126
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	370,131	379,991	389,010	412,119
	人数(人)	158	163	167	175
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	633,966	688,545	688,668	694,028
	人数(人)	203	221	221	221
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	68,146	67,973	67,986	68,467
	人数(人)	29	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	497,047	524,367	597,172	601,400
	人数(人)	145	153	174	174
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	42,748	45,392	59,003	65,697
	人数(人)	16	17	22	24

(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費(千円)	1,918,295	1,923,408	1,930,914	1,944,584
	人数(人)	610	613	615	615
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,790,335	1,791,751	1,795,627	1,808,339
	人数(人)	545	547	548	548
介護医療院	給付費(千円)	272,999	272,309	272,358	276,308
	人数(人)	60	60	60	60
介護療養型医療施設	給付費(千円)	23,602	23,542	22,697	
	人数(人)	6	6	6	
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	644,706	650,723	659,221	691,823
	人数(人)	3,801	3,845	3,892	4,056
合 計	給付費(千円)	12,858,620	13,276,913	13,530,403	13,909,569

(2) 介護予防給付(要支援1・2)

(単位:千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	11,408	12,264	13,392	13,325
	人数(人)	30	31	31	31
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,182	1,308	1,326	1,319
	人数(人)	3	4	4	4
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,099	1,610	1,845	1,836
	人数(人)	9	13	15	15
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	136,590	142,063	143,599	143,275
	人数(人)	308	322	326	325
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	4,183	4,635	4,636	4,161
	人数(人)	10	12	12	10
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	1,977	1,977	1,977	2,301
	人数(人)	6	6	6	7
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	652	870	870	866
	人数(人)	5	5	5	5
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	31,528	31,689	31,865	32,783
	人数(人)	553	556	559	578
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	3,128	3,126	3,127	3,111
	人数(人)	11	11	11	11
介護予防住宅改修	給付費(千円)	21,305	21,297	21,301	23,033
	人数(人)	23	23	23	25
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	27,035	27,025	27,029	26,894
	人数(人)	28	28	28	28
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	886	926	958	953
	人数(人)	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	16,703	18,222	18,788	19,652
	人数(人)	19	21	22	23
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	40,041	40,719	40,885	41,739
	人数(人)	752	765	768	788
合 計	給付費(千円)	297,717	307,733	311,598	315,249

(3) その他の給付

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度
特定入所者介護サービス費等給付費	459,017	435,982	442,660	519,916
高額介護サービス費等給付額	287,889	291,596	296,056	290,601
高額医療合算介護サービス費等給付額	30,329	30,578	30,851	32,278
算定対象審査支払手数料	13,436	13,546	13,667	14,299
合 計	790,671	771,702	783,234	857,094

これらの見込みを受けて、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの標準給付費見込み額は次のとおりとなります。

(単位：千円)

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
総給付費	13,156,337	13,584,646	13,842,001
特定入所者介護サービス費等給付額	459,017	435,982	442,660
(資産等勘案調整後)			
特定入所者介護サービス費等給付額			
補足給付の見直しに伴う財政影響額	63,280	96,837	98,309
高額介護サービス費等給付額	287,889	291,596	296,056
高額医療合算介護サービス費等給付額	30,329	30,577	30,851
算定対象審査支払手数料	13,436	13,546	13,667
審査支払手数料支払単価	70	70	70
標準給付費見込額(小計)	13,947,007	14,356,347	14,625,235
標準給付費見込額(3年間計)	42,928,589		

4. 地域支援事業の見込み

地域支援事業は、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

地域支援事業の構成は以下のとおりとなります。

地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス (第1号訪問事業)	①旧介護予防訪問介護に相当するサービス ②緩和した基準によるサービス ③住民主体による支援 ④短期集中予防サービス
			通所型サービス (第1号通所事業)	①旧介護予防通所介護に相当するサービス ②緩和した基準によるサービス ③住民主体による支援 ④短期集中予防サービス
			生活支援サービス (第1号生活支援事業)	①栄養改善を目的とした配食 ②住民ボランティア等が行う見守り ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援
		第1号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)		
		一般介護予防事業		①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④地域リハビリテーション活動支援事業 ⑤一般介護予防事業評価事業
	包括的支援事業	センター運営分	総合相談・支援事業	
			権利擁護事業	
			包括的・継続的ケアマネジメント事業	
	社会充実分	在宅医療・介護連携推進事業		
		生活支援体制整備事業	①生活支援コーディネーターの配置 ②協議体の設置	
認知症施策推進事業		①認知症初期集中支援推進事業 (支援チームの設置) ②認知症地域支援・ケア向上事業 (推進員の配置)		
任意事業	介護給付等費用適正化事業 家族介護支援事業 その他の事業			

地域支援事業における各事業の事業費見込みは以下のとおりとなります。

(単位：千円)

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	267,409	253,386	240,676
包括的支援事業・任意事業費	199,042	200,142	201,242
地域支援事業費(小計)	466,451	453,528	441,918
地域支援事業費(3年間計)	1,361,897		

5. 地域密着型サービス基盤の整備

(1) 課題

本市の高齢化率は、令和2年10月末現在で34.0%となっており、今後も上昇傾向にあります。国勢調査より一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が約半数となっており、今後も増加が見込まれています。

一方、アンケート調査では、「介護を受けたい場所」について、「可能な限り自宅」希望者が47.9%（前回調査比△2.3%）、「介護施設等」希望者が24.2%（+2.4%）となっており、どちらにおいても、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活ができるような体制づくりが必要となっています。

また、八代市における特別養護老人ホーム等の入所待機者数は、これまでの施設整備により待機状態が一定数解消されてきましたが、令和2年7月豪雨による入所者の増加や近年の災害避難への不安による短期入所サービス利用者の増加、また新型コロナウイルス感染症の影響による施設の休廃止などを背景として、待機者50～100人という状態が続いています。

(2) 整備方針

中重度の要介護認定者一人ひとりの尊厳が尊重され、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるよう、常に利用者の立場に立ったサービスを提供し、地域との結びつきを重視しながら、連携に努めるための地域の介護拠点となる施設、居宅系サービスなどの整備を図る必要があります。

そのため、アンケート調査から「自宅で介護を受けることになった場合、受けたいサービス」で最も多かった、通所サービス及び訪問サービスを中心に、事業所での泊まりを組み合わせることが可能な小規模多機能型居宅介護及び要介護者が能力に応じて自立した日常生活を営めるように目指した入所施設である介護老人福祉施設入所者生活介護について、地域的偏在やサービスの質の向上に留意しながら整備を図ります。

既設の小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、必要に応じて相互の転換を認める場合があります。

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、日常生活圏域間の均衡を踏まえつつ、認知症高齢者が能力に応じて自立した日常生活が営めるように、高齢者の増加を考慮した整備を図ります。

なお、施設の休廃止により不足するサービス拠点等については、整備計画に拠らず、休廃止の状況や要因等を勘案しながら整備を図ることとします。

■整備状況及び整備計画

	施設名		圏域						合計	【整備計画】 第8期
			第1	第2	第3	第4	第5	第6		
1	介護老人福祉施設 入所者生活介護	箇所	1	1	1	1	1		5	1施設 (29)
		定員	(29)	(29)	(29)	(29)	(29)		(145)	
2	特定施設入居者 生活介護	箇所				1			1	
		定員				(29)			(29)	
3	小規模多機能型 居宅介護	箇所	3	2	1		2		8	1施設 (29)
		登録定員	(82)	(54)	(29)		(58)		(223)	
4	看護小規模多機能型 居宅介護	箇所				1			1	1施設 (29)
		登録定員				(25)			(25)	
5	認知症対応型 共同生活介護	箇所	2	4	4	3	3	3	19	2施設 (18)
		定員	(36)	(36)	(32)	(36)	(36)	(27)	(203)	
6	認知症対応型 通所介護	箇所	1	3	1		2		7	
		定員	(12)	(27)	(12)		(37)		(88)	
7	地域密着型 通所介護	箇所	4	8	7	7	6	1	33	
		定員	(58)	(119)	(85)	(93)	(75)	(18)	(448)	
8	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	箇所			1				1	2施設
9	夜間対応型訪問介護	箇所						0		
合計		箇所	11	18	15	13	14	4	75	7施設
		定員	(217)	(265)	(187)	(212)	(235)	(45)	(1161)	(105)

※網掛け部分は第7期整備箇所（5の認知症対応型共同生活介護施設は3箇所中1箇所(9)整備）

上記整備計画において、「介護老人福祉施設入所者生活介護施設」については、第4圏域に1施設を令和4年度に整備を行うこととします。

また、「認知症対応型共同生活介護施設」については、第1圏域に1施設、第6圏域若しくは第6圏域に隣接する圏域に1施設を令和4年度に整備を行うこととします。

なお、他施設においても令和4年度の整備を基本として計画的に整備を行います。

6. 介護保険料の設定

(1) 第1号被保険者負担分相当額

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの標準給付費見込額、地域支援事業費の合計額に対して、第1号被保険者の負担割合23%を乗じた値が第1号被保険者負担相当額となります。

$$\begin{aligned} & \text{第1号被保険者負担相当額} \\ & = (\text{標準給付見込額 (42,928,589 千円)} + \text{地域支援事業費 (1,361,897 千円)}) \\ & \quad \times 23\% (\text{第1号被保険者負担割合}) \end{aligned}$$

(単位：千円)

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	合計
第1号被保険者の 負担相当額	3,315,095	3,406,271	3,465,445	10,186,812

※少数点以下を含んでいるため合計値が一致しない。

(2) 保険料収納必要額

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの第8期計画期間に要する保険料収納必要額は以下のとおりとなります。

保険料収納必要額：9,144,461 千円

(計算式)

$$\begin{aligned} & = \text{第1号被保険者負担相当額 (10,186,812 千円)} \\ & + \text{調整交付金相当額※ (2,200,235 千円)} - \text{調整交付金見込額 (3,242,586 千円)} \\ & + \text{財政安定化基金拠出金 (0 千円)} + \text{財政安定化基金償還金 (0 千円)} \\ & - \text{準備基金取崩額 (0 千円)} \end{aligned}$$

※市町村特別給付費等 15,732 千円含む

(3) 所得段階別加入者数の推計

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの所得段階別加入者数の見込みは以下のとおりとなります。

区 分	所得段階別加入見込み者数(人)			基準額に対する割合
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和3 (2021)年度 ～令和5 (2023)年度
第1段階	8,701	8,686	8,671	0.5
第2段階	4,071	4,063	4,057	0.75
第3段階	3,274	3,269	3,263	0.75
第4段階	6,020	6,009	5,998	0.9
第5段階	5,432	5,422	5,413	1
第6段階	6,762	6,750	6,739	1.2
第7段階	4,302	4,294	4,287	1.3
第8段階	1,596	1,593	1,591	1.5
第9段階	1,740	1,737	1,734	1.7
合 計	41,898	41,823	41,753	-

(4) 所得段階別加入割合補正後被保険者数

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの所得段階別加入者数を用いて算出した「所得段階別加入割合補正後被保険者数」は以下のとおりとなります。

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	合計
所得段階別加入割合補正後被保険者数(人)	39,768	39,697	39,631	119,096

(5) 保険料基準額の算定

これまでの各種推計を基に算定した保険料の基準額は下記のとおりとなります。

保険料基準額

= 保険料収納必要額（9,144,461千円）÷ 予定保険料収納率

÷ 所得段階別加入者割合補正後被保険者数（119,096人）÷ 12カ月

介護保険料基準額（月額）= 6,500円

所得段階毎の介護保険料基準額は以下のとおりとなります。

所得段階	対象者	割合	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5 (※基準額×0.3)	1,950円	23,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.75 (※基準額×0.5)	3,250円	39,000円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.75 (※基準額×0.7)	4,550円	54,600円
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	5,850円	70,200円
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	< 基準額 >	6,500円	78,000円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	7,800円	93,600円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	8,450円	101,400円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	9,750円	117,000円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額×1.7	11,050円	132,600円

※第7期（H30～R2）中、第1～3段階に軽減措置あり。

（6）中長期的な事業費と第1号被保険者保険料の見込み

これまでの介護保険事業計画では、第5期より、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの実現に必要な取組みを進めてきました。

今回策定する第8期以降の介護保険事業計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらには団塊のジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を視野に入れ、高齢者の自立支援に向けた生活支援サービスの充実、介護予防活動の促進、在宅医療・介護連携の推進等、これまでの取組みを更に発展させ「地域共生社会」の実現を目指した、市民主体の地域づくりを進める計画とする必要があります。

そのため、中長期的な視点に立ち、本市における今後の高齢者の動向を勘案し各年度（各計画期間）の介護需要や、そのために必要な保険料水準を推計するものです。

なお、介護保険制度は、3年毎に大きな改正が行われており、現在把握している介護保険制度改正の内容を反映したもので推計を行ったものとなっています。

■介護保険給付費推計

（単位：千円）

サービス種別		第8期（R3）	第11期（R12）	第14期（R22）
介護 保険 給 付 費	居宅サービス （予防含む）	6,603,358	7,309,913	7,635,543
	地域密着型サービス （予防含む）	2,547,748	2,885,675	3,063,011
	施設サービス	4,005,231	4,029,230	4,105,175
小計		13,156,337	14,224,818	14,803,729
その他給付費		790,671	857,094	878,710
地域支援事業		466,451	460,980	418,444
合計		14,413,459	15,542,891	16,100,882

第8期介護保険事業計画の初年度にあたる令和3年度の介護保険給付費は、約132億円ですが、9年後の令和12年度には約142億円、団塊のジュニア世代が65歳以上となる19年後の令和22年には約148億円となり、令和3年度からの給付費の伸び率は、それぞれ約8.1%、約12.5%と推計されます。

■中長期の保険料水準

高齢化の進展や認定者数の増加等により、保険料基準額（月額）は下記のとおりと見込まれます。

中長期的な視点に立ち、将来に渡って介護保険事業の安定運営に向けた施策を検討していく必要があります。

